

(2) 協議事項
入院者訪問支援事業推進会議について

背景

- 令和4年6月：精神科病院に入院する患者への訪問相談の必要性について国において検討（「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告」→ 外部との面会交流が実質的に遮断される状況は（略）人権擁護の観点からも望ましくない）
- 令和4年12月：精神保健福祉法改正により「入院者訪問支援事業」が都道府県の任意事業となる
- 令和6年4月：法施行（法第35条の2（入院者訪問支援事業）、第35条の3（支援体制の整備））

1 事業目的

- 精神科病院においては、本人の意思によらず入院が必要な場合があり、なかでも、区市町村長の同意による医療保護入院者は家族等外部との面会交流が難しく、閉鎖的な環境となっていることもある。
- 外部との面会交流が実質的に遮断される状況は、本人の意思によらず入院となる者への処遇として人権擁護の観点からも望ましくない。
- ▶ **患者本人の希望に応じ、生活一般の相談や本人の体験・気持ちの傾聴に加え、必要な場合は情報提供を行う訪問支援員を派遣することで、医療機関外の者との面会交流機会を確保**

2 事業概要

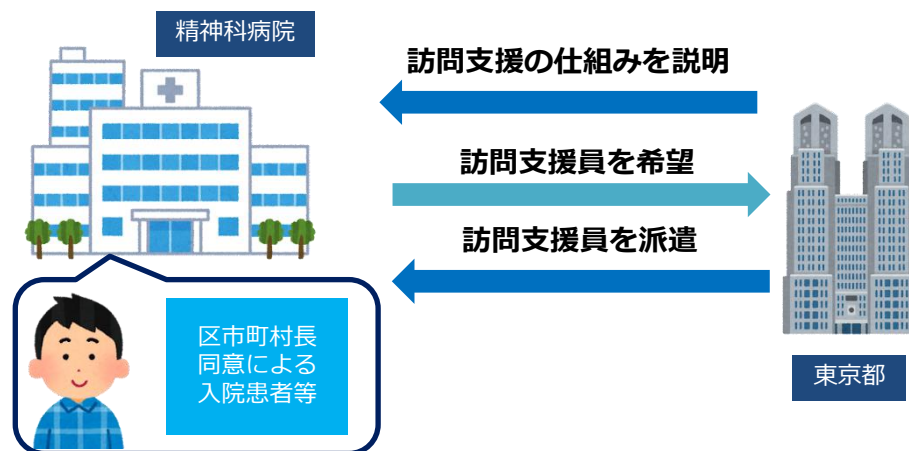
- 精神科病院を訪問し、入院者の生活に係る一般的な相談や必要な情報提供等を行う支援体制を構築

- 訪問支援対象者：都内精神科病院入院患者のうち、区市町村長同意による医療保護入院者等であって、支援を希望する者

- 実施方法：下記事業を実施（一部、国立精神・神経医療研究センターへ委託）

- ① 訪問支援員の養成研修
- ② 訪問支援員等の選任・派遣
- ③ 会議の開催

（推進会議（**地精審を活用**）の定期的な開催、実務者会議の開催）



1 訪問支援員の養成・スキルアップ

- 訪問支援員養成研修の開催（2回）
支援員を継続的に確保していくことが必要であることから引き続き、養成研修を実施
- 支援員フォローアップ研修開催【R7新規】（2回）
支援員の質の担保・スキル向上のため、既に支援員となった者を対象に「フォローアップ研修」を開催

2 都内全精神科病院で訪問支援

- 訪問支援の実施
年度当初から都内全精神科病院を対象に訪問支援を実施

3 推進会議・実務者会議における事業検討

- 〔推進会議〕（＝地方精神保健福祉審議会）（2回）
事業の実施内容の検討や見直し・事業全体の評価を行う
- 〔実務者会議〕（3回）
個別の支援のあり方や課題等を検討

※令和8年度も1～3を同様に実施予定

令和7年度スケジュール

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
訪問支援員養成研修		9/3開催		3/3開催
訪問支援員 フォローアップ研修		プレ研修 7/10開催	11/5開催	3/15開催
訪問支援員派遣	年度当初から都全域で実施			
推進会議			10/31開催	3/30開催
実務者会議	6/2開催		10/22開催	3/10開催

1 訪問支援員の養成・スキルアップ

訪問支援員養成研修の開催

年度	回	開催日	募集方法	受講決定者数
R6	第1回	8月7日	○ 各区市町村から2名程度推薦	30名
	第2回	9月11日		34名
	第3回	12月24日	○ 精神科医療機関（※）及び当事者団体等を対象として募集	27名
R7	第4回	9月3日	○ 区市町村から推薦（任意） ○ 精神科医療機関（※）及び当事者団体等を対象として募集	36名
	第5回	3月3日	○ 区市町村から推薦（任意） ○ 精神科医療機関（※）当事者団体、職能団体等を対象として募集	34名

※訪問支援員受入れのため、事業への理解を深めていただくことを目的として募集。

【受講対象者】障害福祉サービス事業所の職員、精神科医療機関職員、当事者・ピアサポーター等。
精神障害者に対する相談経験があることを要件とする。

訪問支援員の任命

- 令和6年度：都による研修（3回実施）及び厚生労働省による研修（令和5年度）の修了者のうち支援員としての活動を希望する者
→ **90名を任命**
- 令和7年度：都による研修（2回実施）の修了者等のうち支援員としての活動を希望する者
→ **39名を任命**

フォローアップ研修の開催【R7新規】

- プレ・フォローアップ研修 令和7年7月10日（木）オンライン開催 申込者30名（※第1回の実施に先立ち試行的に実施）
- 第1回フォローアップ研修 令和7年11月5日（水）実地開催 修了者20名
- 第2回フォローアップ研修 令和8年3月15日（日）実地開催 修了者18名

実施状況

【令和6年度】9月から訪問病院を徐々に拡大して実施

第1段階（9月～）：都立病院+意向調査により希望した病院等（20病院）

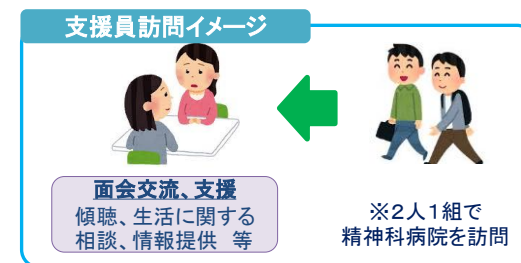
第2段階（11月～1月）：300床以上（25病院）

第3段階（2月）：都内全精神科病院（52病院）

【令和7年度】年度当初から都内全精神科病院で訪問支援を実施（97病院）

事業利用までの流れ

- 精神科病院職員から支援対象者へ事業周知
- 区市町村職員から支援対象者へ事業周知
 - ※都内全精神科病院、区市町村へ事業案内リーフレット（支援対象者向け）を配布済み
- ↓
- ご本人または病院職員（※）から事務局へ電話により訪問希望の連絡
 - ※ご本人が自身で電話をかけることが難しい場合にサポート
- ↓
- 事務局において訪問支援員・病院職員と訪問日の調整
- ↓
- 訪問支援員（2人1組）の訪問、面会交流



訪問実績（R8.3.6（金）時点まで）

○ 訪問数：96件

訪問月	件数
R6.12月	1
R7.1月	1
R7.2月	4
R7.3月	2
R7.4月	3
R7.5月	6
R7.6月	5
R7.7月	17
R7.8月	7
R7.9月	5
R7.10月	8
R7.11月	19
R7.12月	9
R8.1月	6
R8.2月	3
計	96

※当日キャンセル
1件を含む

○ 利用者数：69名

利用回数	人数
1回	56
2回	3
3回	8
4回	1
5回	0
6回	1
計	69

○ 訪問病院数：19病院

利用回数	病院数
1回	9
2回	1
3回	4
4回	1
5回	0
6回	0
7回	3
8回	0
9回	0
10回	0
10回以上	1
計	19

利用の傾向

- ・ 都内全精神科病院が訪問対象となったR7年2月から件数が増加し、その後は安定して申込がある。
- ・ 同じ利用者や病院が繰り返し利用する傾向がある。
- ・ 利用の多い病院に対し、あらかじめ訪問日を決めて希望者を募る取組を実施したところ、多くの申込があった。（7月、11月、12月）
- ・ 利用者は長期入院の方、もうすぐ退院の方など様々。
- ・ **利用者の要望は「退院したい」「問題を解決してほしい」というよりも「話を聞いてほしい」ということが多い。**利用者の話の内容は、自身の生い立ちや家族の話、最近の出来事、入院生活について、退院についてなど様々。
- ・ 訪問支援員の対応は主に利用者の話の傾聴、必要に応じた情報提供（病院職員や他の支援者の役割等）

推進会議（地精審を活用）

事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体。実務者会議から報告を受けた事業の支援の実施状況について、報告内容を検討の上、事業全体の評価を行う。

令和6年度：2回開催（※地精審3回のうち推進会議2回）

令和7年度：2回開催

実務者会議

個別の支援のあり方や課題等について、事業の円滑な推進と更なる充実を図る。支援の実施状況を検討し、事業目的に即した支援が提供できているか協議の上、推進会議に報告を行う。

【令和6年度】

3回開催（※推進会議に報告済）

【令和7年度】

3回開催（※第2回まで推進会議に報告済）

令和7年度 実務者会議委員

氏名	所属
岩 下 覚	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院
コレット 美喜	一般財団法人 精神医学研究所附属 東京武蔵野病院
相 良 真 央	一般社団法人 精神障害当事者会ポルケ
新 井 山 克 徳	医療法人財団 青溪会 駒木野病院
吉 澤 浩 一	特定非営利活動法人 江戸川区相談支援連絡協議会 江相連相談支援センター
菊 地 章 人	東京都福祉局障害者施策推進部
藤 井 千 代	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 地域精神保健・法制度研究部

令和7年度第3回実務者会議(報告)

【開催日】

令和8年3月10日(火曜日)

【議 事】

- 1 訪問件数
- 2 養成研修
- 3 フォローアップ研修
- 4 事業評価(アンケート)
- 5 その他

【主な意見】

■養成研修

- ・訪問支援員をやりたい人が地域の現場に増えているので、募集範囲を引き続き検討してほしい
- ・訪問支援員をやりたいという人は増えているが、アドボケイトと支援の違いを理解してもらうことが大事

■フォローアップ研修

- ・受け入れた病院の感想を訪問支援員が聞く機会もあるといい

■訪問支援対象者の範囲

- ・区市町村長同意でなく、家族がいても孤独な人もいる。
- ・措置入院を対象にすることも検討してほしい

■精神科病院への周知、説明

- ・病院によって受け止め方に温度差がある。不安や抵抗感を抱いている病院もある。
- ・受け入れを行った病院の感想や患者への影響について情報があるといい
- ・説明動画の作成を検討。病院側の疑問や不安に答える内容とする。

■訪問支援対象者・当事者への周知

- ・区市町村からの周知が少ない。区市町村長同意の面談について、更新時に実施するなど促してほしい。
- ・病院から対象者への周知は、病院において、退院後生活環境相談員の告知の時に伝える、と決めるといい。告知文書に文章を入れるなど推奨するとよい。
- ・区市町村長同意による医療保護入院者以外の当事者にも、この事業の存在や意義を知ってもらうことが大切。

■事業の効果、意義

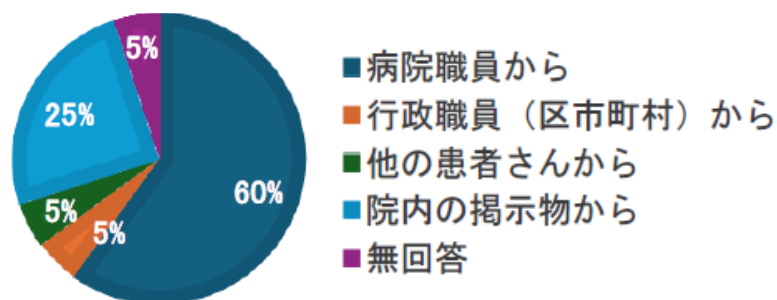
- ・訪問支援員として、利用者を後押しできた実感があつた。
- ・話を聞いて、気持ちを共有することは、病院職員とは立場が違う支援員だからできること。
- ・当事者としては、事業を知っているだけでも治療に積極的になれる。

今後の方向性

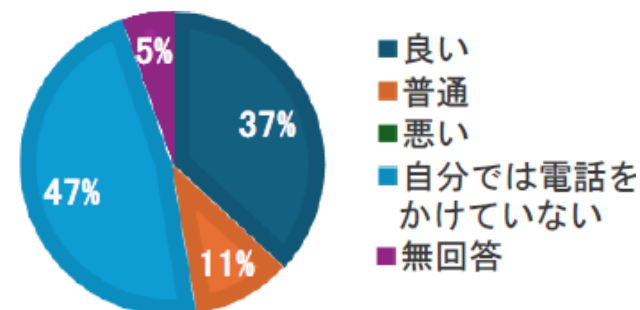
- 区市町村及び病院へ実施状況を含めて改めて事業周知を行い、一層の利用促進を図る

- 国立精神・神経医療研究センターにおいて利用者アンケートを実施
 - 実施期間：令和7年11月1日～令和8年3月6日現在
 - アンケート開始後の初回利用者：34人 回答者：19人
- ※原則としてご自身でアンケートハガキの読み取り・記入が可能な方を対象とする
※複数回利用の場合でも1人1回の回答

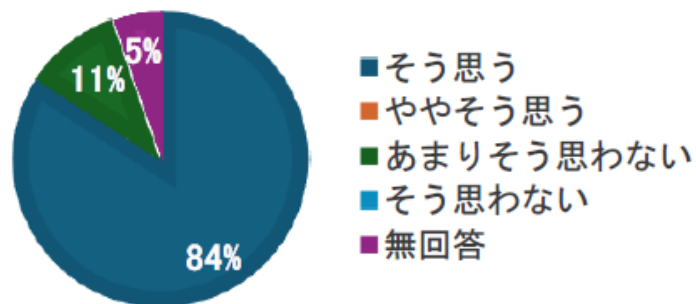
Q1 入院者訪問支援事業をどこで知りましたか？



Q2 訪問依頼の電話をかけたときの対応はいかがでしたか？



Q3 支援員と話ができて良かったと思いますか？



Q4 また依頼したいと思いますか？

